

施行 平成25年12月18日

改正 令和2年3月23日

長野県公衆浴場入浴料金懇談会要綱

(趣 旨)

第1 公衆浴場入浴料金に関する事項について意見を聴くため長野県公衆浴場入浴料金懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

(会議事項)

第2 懇談会は、公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関する事項について、意見交換を行う。

(構成員)

第3 構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 利用者（住民）代表
- (3) 業者代表
- (4) 県職員

2 前項の場合において、必要に応じて、前項各号以外の者の意見も聴くことができるものとする。

3 会議に座長を置く。

(開催期間)

第4 会議の開催期間は、県が別に定める。